

地域密着型サービス事業所の運営推進会議の開催 について

1. 運営推進会議の開催について

地域密着型サービス事業所は、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

コロナ禍によりここ2年ほど、対面での開催ができていない事業所がほとんどでしたが、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症に位置づけられることから、感染症対策を行ったうえで対面での開催を基本とします。

なお、開催に当たっては、各委員に年間予定日を伝えるとともに、各会議の2週間前までに開催通知を送付してください。

2. 書面による開催について

感染拡大状況や各事業所の実情により、やむを得ず書面による開催とする場合は、下記①～③の手順で開催してください。

- ①開催通知（書面による開催の案内）及び会議資料を各委員に送付
- ②各委員からの意見聴取（書面または電話等での聞き取り）
- ③意見を踏まえた議事録の作成及び各委員への議事録の送付

※令和5年2月9日付けで依頼しました「令和5年度運営推薦会議構成員名簿」の提出が済んでいない事業所におかれましては、第1回目の会議開催時まで提出してください。